

正しい使い方を学びませんか？ ポールウォーキング講習会

町では、生活習慣病の一次予防として「運動」に着目し、健康ウォーキングの普及を目的として年1回「ポールウォーキング講習会」を開催しています。

ポールが無い方にはお貸しいたします。是非ご参加ください。

日時 5月26日(土)

受付 午前8時30分～8時50分

開会 午前9時

終了予定時刻 正午ごろ

場所

開会準備体操：エコールみよた

講習：龍神の杜公園など

(雨天の場合はあつも

りホール内)

内容 ①はじめてコース

②ゆっくりコース

③しっかりコース

コースは、申込時にご希望をお聞きます。指導者の判断などで、講習会中に変更することもあります。

参加費用 無料

持ち物 タオル・飲み物・帽子

持っている方はポール

申し込み・問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)25554

5月12日は 「民生児童委員の日」

民生委員は、それぞれの地域で、一人暮らしの高齢者の方々の援助活動をはじめ、地域福祉に関する相談に応じて暮らしを支援しています。

また、民生委員は、児童委員を兼ねています。そのため、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ことなどの相談、支援もしています。

町では、各区から選出された民生児童委員33名と主任児童委員2名の35名が、地域全体の福祉増進のために活動しています。主任児童委員は、児童に関する相談、支援を専門的に担当しています。

毎年5月には、「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」(5月12日～18日)にあわせて、通学児童の見守りなどの活動を行っています。

民生児童委員の活動は、地域の皆さまとの信頼関係を基盤として成立します。そのため、民生委員には民生委員法に基づき守秘義務が課されています。

地域の皆さまの立場にたった活動をしていますので、困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係

(32)6522

開催 無料法律相談会

町では、長野県弁護士会佐久在住会と連携して、無料法律相談会を実施します。債務や相続、契約などのトラブルでお困りの方は、ご利用ください。完全予約制です。秘密は固く守られます。

申込時間

午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)

対象者 町内在住者

相談人数 1日4人(先着順)

相談時間 1回30分

その他 相談内容によっては、利益相反の事情から相談を受けられない場合もありますのでご了承ください。

申し込み・問い合わせ先

総務課庶務係(32)3111

「全国一斉情報伝達訓練」 の見直し(充実)について

町では、地震噴火武力攻撃といった有事の際に、全国瞬時警報システム(Jアラート)より送られてくる国からの緊急情報を、確実に住民の皆さまへお伝えするため、国による「全国一斉情報伝達訓練」に合わせ、防災行政無線を利用した緊急情報の伝達訓練を行います。

平成30年度から、「アラート」による情報伝達における不具合発生の抑制を着実に進めるため、この訓練を四半期ごとに実施します。

この訓練は、町に限らず、全国の各自治体で、さまざまな情報伝達手段により実施されます。

実施日

(時間はいずれも午前11時ごろ)

5月16日(水)

8月29日(水)

11月21日(水)

平成31年2月20日(水)

(実施日前日にみよたメール配信サービスで実施について周知します)

放送内容

防災行政無線(屋外拡声子局スピーカーおよび戸別受信機)から、**最大音量**で次の放

送内容

防災行政無線(屋外拡声子局スピーカーおよび戸別受信機)から、**最大音量**で次の放



問い合わせ先

総務課防災情報係

(32)3111

交通災害共済へ加入しましょう！ 少ない会費で大きな保証

平成30年度の東北信市町村交通災害共済は、4月1日から適用となっております。また、加入手続きがお済みでない方は、町から郵送しました「平成30年度交通災害共済加入のご案内」(ハガキ)に会費を添えて、お早めに申し込みください。

まさかの事故に備え、家族全員で加入しましょう！

会員期間

4月1日～平成31年3月31日
※4月1日以降に申し込まれた方は、申し込み翌日から適用となります。

会費

15歳以上 400円
※15歳未満は、町が会費を負担し、加入手続きを行います。
※6月30日以降に加入する場合は掛金が減額されますので、役場総務課窓口までお越しください。

会費納入場所

㈱八十二銀行本支店、上田信用金庫本支店、ゆうちょ銀行(長野、新潟県内に限る)、佐久浅間農業協同組合(町内の支所に限る)

※町に転入された方や、ハガキを紛失した場合は、再発行いたします。

※詳しい内容は、広報やまゆり3月号6ページをご覧ください。

問い合わせ先

総務課庶務係(32)3111

不動産取得税についてのお知らせ 不動産取得税を課税されたときの税金

不動産取得税は、不動産(土地・家屋)を取得したときに、取得した方に納めていただく税金(県税)です。

原則として取得原因(売買・贈与・交換など)、有償・無償にかかわらず課税されます。

納税額は、課税標準額(税額計算の基礎となる額)×税率です。

課税標準額は、新築家屋については、「固定資産評価基準」により算出した評価額、その他の不動産については、原則市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。

税率は、土地や住宅は3%、住宅以外の家屋は4%です。

なお、一定の要件を満たす住宅を取得した場合は、税の軽減措置があります。

土地・家屋を売買などで取得された方

土地や家屋を購入された場合などは、所有権移転の登記月の概ね4カ月後に、納税通知書をお送りしますので納税をお願いします。

住宅などを新築された方

通常は、住宅などを新築された翌年8月頃に納税通知書をお送りします。(特例控除によって免税点未満となり、納税通知書が送付されない場合もあります)

不動産を取得した場合は、不動産取得申告書の提出をお願いします。

詳細は、長野県公式ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kuurashi/kenze/aramashi/aramashi/fudosan/index.html>

問い合わせ先

長野県東信県税事務所
課税第一係
0267(63)31338

ごんにちは農業委員会です

■農業委員会事務局(32)3113

平成30年度

御代田町農作業標準労賃・機械作業料金表

※印の作業について単価改正をしました。

作業の種類	労賃・料金	備考	水田		畑	耕起		土壌改良	代かき
			一般作業	田植作業		普通田	畑		
一般作業	※830円	1時間当たり	一般作業	※920円	※830円	ロータリー	※8,400円	サブソイラー	※8,000円
田植作業	※920円	1時間当たり	一般作業	※830円	ロータリー	ロータリー	※8,400円	サブソイラー	※8,000円
整備田	※8,400円	10a当たり	一般作業	※830円	ロータリー	ロータリー	※8,400円	サブソイラー	※8,000円
普通田	※8,400円	10a当たり	一般作業	※830円	ロータリー	ロータリー	※8,400円	サブソイラー	※8,000円
畑	※8,000円	10a当たり	一般作業	※830円	ロータリー	ロータリー	※8,400円	サブソイラー	※8,000円
田植作業	※920円	1時間当たり	一般作業	※830円	ロータリー	ロータリー	※8,400円	サブソイラー	※8,000円
整備田	※8,400円	10a当たり	一般作業	※830円	ロータリー	ロータリー	※8,400円	サブソイラー	※8,000円
普通田	※8,400円	10a当たり	一般作業	※830円	ロータリー	ロータリー	※8,400円	サブソイラー	※8,000円
畑	※8,000円	10a当たり	一般作業	※830円	ロータリー	ロータリー	※8,400円	サブソイラー	※8,000円
土壌改良	9,300円	10a当たり	一般作業	※830円	ロータリー	ロータリー	※8,400円	サブソイラー	※8,000円
代かき	8,000円	10a当たり	一般作業	※830円	ロータリー	ロータリー	※8,400円	サブソイラー	※8,000円

- 消費税の8%は外税
- 大型機械等の遠隔地への移動は実費
- ほ場の条件により割増
- 労賃・料金は標準です。場合により両者によって決定してください。